港則法施行規則の一部を改正する省令

港則法施行規則（昭和二十三年運輸省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

別表第一（第三条関係）

港の名称	港区	境界	停泊すべき船舶
（略）			
函館	第一区	若松ふ頭岸壁西端から函館どつく第三岸壁南東端まで引いた線（以下Ａ線という。）及び陸岸により囲まれた海面	係留施設に係留する場合における各種船舶
	第二区	（略）	（略）
	第三区	北ふ頭北西端から西副防波堤北端まで引いた線（以下Ｃ線という。）、同防波堤、同防波堤南端から西防波堤北端まで引いた線、同防波堤、Ｂ線及び陸岸により囲まれた海面	（略）
（略）			

別表第二（第八条関係）

港の名称	航路の区域	特定条件
（略）		
函館	南航路	第一号の地点から第二号の地点まで引いた線と第三号の地点から第四号の地点まで引いた線との間の海面 一　函館港北防波堤灯台（北緯四十一度四十七分五十三秒東経百四十度四十一分五十九秒）から九十二度二百メートルの地点 二　函館港北防波堤灯台から二百六十五度三十分五百六十メートルの地点 三　函館港北防波堤灯台から百四十七度三百七十メートルの地点 四　函館港北防波堤灯台から二百三十八度六百五十メートルの地点	

改正前

別表第一（第三条関係）

港の名称	港区	境界	停泊すべき船舶
（略）			
函館	第一区	若松町ふ頭突堤西端から函館どつく第三岸壁南東端まで引いた線（以下Ａ線という。）及び陸岸により囲まれた海面	各種船舶
	第二区	（略）	（略）
	第三区	北ふ頭北西端から西副防波堤北端まで引いた線（以下Ｃ線という。）、同防波堤、同防波堤南端から西防波堤北端まで引いた線、同防波堤、Ｂ線及び陸岸により囲まれた海面（航路を除く。）	（略）
（略）			

別表第二（第八条関係）

港の名称	航路の区域	特定条件
（略）		
函館	第一航路	第一号の地点から第二号の地点まで引いた線と第三号の地点から第四号の地点まで引いた線との間の海面 一　函館港北防波堤灯台（北緯四十一度四十七分五十三秒東経百四十度四十一分五十九秒）から九十五度六百二十メートルの地点 二　函館港北防波堤灯台から二百七十四度三十分四百八十メートルの地点 三　函館港北防波堤灯台から百二十三度三十分六百八十メートルの地点 四　函館港北防波堤灯台から二百三十五度三十分五百十メートルの地点	